

あゆ王国高知ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県が商標権及び著作権を有する「あゆ王国高知ロゴマーク」(以下「ロゴ」という。)の使用に関し必要な事項を定め、あゆ王国高知振興ビジョン及び県産天然あゆ(高知県内河川で漁獲されたあゆ)の認知度向上や、県産天然あゆを活用した観光や地域振興等に寄与することを目的とする。

(ロゴの利用対象)

第2条 ロゴは次に該当する商品、商品の包装、広告等に利用することができる。

1 食品に利用する場合

- (1) 県産天然あゆ又は県産天然あゆを使用した食品。
- (2) 県内の天然あゆが生息する河川の水を利用した飲料など、県産天然あゆに関連があると認められる食品。

2 前項以外の場合

- (1) 県産天然あゆに関連があると認められる商品、サービスの提供、イベント開催等。
- (2) その他、あゆ王国高知振興ビジョン及び県産天然あゆの認知度向上等に資するもの。

(使用許諾の申請)

第3条 ロゴを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、高知県知事(以下「知事」という。)に使用許諾申請書(別記第1号様式)を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、あゆ王国高知振興ビジョン及び県産天然あゆに関連する非営利目的の利用であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾申請を要せずロゴを使用することができる。

- (1) 県又は県に関係する団体が、第1条に規定する目的の一環で使用する場合。
- (2) 国又は地方公共団体が、第1条に規定する目的の一環で使用する場合。
- (3) 学校教育法第一条に規定する学校が、教育目的に使用する場合。
- (4) 報道機関が新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用する場合。
- (5) 漁業協同組合等が、第1条に規定する目的の一環で使用する場合。
- (6) 著作権法で認められている私的利用の範囲に該当する場合。

(使用許諾)

第4条 知事は、前条に基づく申請内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、本事業に必要と認めた範囲内で、ロゴの使用を許諾する。

- (1) 県の品位を損なうおそれがある場合。

- (2) 県産天然あゆのイメージを損なうおそれがある場合。
 - (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
 - (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、本事業に対し特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合。
 - (6) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用する場合。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が利用する場合。
 - (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用する場合。
 - (9) ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
 - (10) その他、公益上の観点又は商標権・著作権管理上等の観点から不相当であると認められる場合。
- 2 知事は、前項の規程による使用の許諾にあたって、商品使用態様等についてロゴの識別力を失わせ又は信用を毀損するおそれがあると認めるとき等には、改善するよう指導を行うものとする。
 - 3 知事は、別紙第2号様式の使用許諾回答書により、申請者に審査結果を通知する。

（使用上の留意事項）

第5条 ロゴの使用を許諾された者（以下「使用者」という。）は、ロゴの使用にあたっては、次の各号を留意しなければならない。

- (1) ロゴの識別力を失墜させる又は信用を毀損するおそれのある使用はしてはならない。
- (2) 使用者は、第3条により申請したロゴマークの使用内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙第3号様式の使用許諾変更申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更（ロゴの大きさ、商品パッケージデザインの軽微な変更等）については、この限りでない。
- (3) 使用者は、第4条の規定により許諾を受けた目的以外の目的のためにロゴを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (4) 使用者は、ロゴの使用に当たり、第三者の権利を侵害してはならない。
- (5) 使用者は、ロゴ若しくはこれに類似するもの又はこれらを含むものについて、産業財産権を取得してはならない。
- (6) 別添「あゆ王国高知ロゴマークの使用マニュアル」に従い、ロゴを使用しなければならない。

(使用許諾の取消)

第6条 知事は、使用者の使用内容等が許諾内容に違反していると認められた場合には、当該許諾の取消をすることができる。

- 2 使用者は、前項の規定により、ロゴの使用権が取り消されたときは、取消の通知があった日以降、ロゴを使用（製造、販売、出荷及び出荷先での販売を含む。）してはならない。

(使用料及び使用期間)

第7条 ロゴの使用料は、無償とする。

- 2 ロゴの使用許諾期間は、原則として申請日から5年を経過する日の属する年の12月31日までとする。
- 3 使用者は、使用許諾期間を超えて引続きロゴを使用する場合は、改めて使用許諾申請書を提出しなければならない。
- 4 知事は、必要に応じ使用期間を修正することができる。

(使用状況報告)

第8条 知事が必要があると認めるときは、ロゴの使用状況について別紙第4号様式により使用者に報告を求めることができる。

(責任の制限)

第9条 第6条の規定により、ロゴの使用許諾を取り消した場合において、使用許諾を取り消された者又は第三者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 使用者がロゴの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償を求められた場合でも、知事はその責めを負わない。
- 3 使用者は、ロゴの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、生じた損害を県に賠償しなければならない。
- 4 使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

(著作権等の帰属)

第10条 ロゴの著作権等は県に帰属する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、令和6年2月26日から施行する。